

# 「赤ちゃんの駅」実施ガイドライン (第3版)

本ガイドラインは、「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、基本的な運用方法を定めたものである。

なお、設置基準については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、各施設の管理者が示す利用条件及び指示に従い利用するものとする。

## 1. 事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、本ガイドラインの「3. 事業の内容」に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。

なお、「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるフラッグ、もしくはステッカーを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努めるものとする。

## 2. 利用対象

原則として、乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者で、授乳又はオムツ替えを必要とするもの。

## 3. 事業の内容

赤ちゃんの駅では、次の(1)、(2)に掲げるところにより提供するものとする。いずれか下記1項目に適用すれば登録できる。

### (1) 授乳の場の提供

- ① 四方を隔壁で仕切られた部屋またはパーテーションで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場であること。但し、パーテーション等が設置できない小型施設に関しては、授乳ケープを準備することで登録をできる。(授乳ケープについては希望施設へ配布)
- ② 使用する場所(及び授乳ケープ)は、衛生面に配慮し定期的に清掃を行うこと。

※ミルク用お湯の提供をされる場合のお願い

ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン(平成19年6月5日食安基第0605001号、食安監第0605001号、厚生労働省医薬食品安全部基準審査課長、監視安全課長)に従い、70℃以上に保ったものを提供する。(沸騰後30分以上放置したお湯は70℃以下になるため使用しない。)

## (2) オムツ替えの場の提供

- ① オムツ替えが容易にできる場が設けられていること。
- ② 使用する場所は、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。
- ③ 紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰ること。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

## 4. 表示

- (1) 登録施設は、表示用のフラッグまたはステッカーを利用者の目に付きやすい場所に掲示すること。
- (2) フラッグまたはステッカーの掲示及び管理は、施設管理者が行うこと。

## 5. 利用可能日及び時間帯

- (1) 利用可能日や時間帯は、登録施設が登録時に決定すること。
- (2) 登録施設管理者の判断で、臨時的に利用を制限することができる。

## 6. 利用の制限等

登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行なう上で、重大な支障があると認められるとき
- (2) 利用者が、登録施設の施設管理者の指示に従わなかったとき
- (3) その他、施設管理上の支障があるとき

## 7. 登録施設の実施状況確認

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センターは登録施設に対して、必要に応じ、登録施設の実施状況について確認することができる。

## 8. その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センターとの協議によって定める。

- 附則 このガイドラインは、平成24年 1月11日から施行する。  
このガイドラインは、平成26年 8月 1日から改定施行する。  
このガイドラインは、平成27年 4月 1日から改定施行する。